

港南つつじヶ丘まちづくり委員会会則

第1章 名称と事務所

第1条 この団体は、港南つつじヶ丘まちづくり委員会（以下「委員会」という）という。

第2条 この団体は事務所を港南区日野南6-43-6自治会館内に置く。

第2章 目的と活動

第3条 委員会は港南つつじヶ丘自治会（以下「自治会」という）の地域において生活する会員ならびに非会員の居住環境の維持向上を図ることを目的とする。
委員会は、自治会規約第13条に定めのある委員会等に位置付けられるものとし、自治会の規約に則って活動を行う。

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 横浜市が行う「港南つつじヶ丘自治会地区地区計画」（以下「地区計画」という）の円滑な運用を支援する。
2. 「港南つつじヶ丘地区まちづくりルール」の目的を達成するために必要と認める活動。

第3章 財務

第5条 委員会の資産は、自治会予算、公的な各種助成金および寄付金で構成する。

第6条 委員会の経費は、前条の資産をもって支弁する。

第7条 委員会の資産は、委員長が管理し、その方法は委員会で決める。

第8条 委員会の毎会計年度の予算は、港南つつじヶ丘自治会の決定による。

第9条 委員会の毎会計年度の決算は、毎会計年度終了後速やかに委員長が作成し、証憑書類を合わせて自治会監事による監査に付し、自治会役員会に報告しなければならない。

第10条 委員会の会計年度は、港南つつじヶ丘自治会の会計年度による。

第4章 委員

第11条 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 委員長（港南つつじヶ丘自治会会長または副会長）

(2) 事務局長（港南つつじヶ丘自治会役員より選任）

(3) 委員（港南つつじヶ丘自治会会長、港南つつじヶ丘自治会副会長若干名、「地区計画」の対象区域から若干名）

第12条 委員長は自治会総会で承認を受ける。

第13条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 委員に欠員が生じた場合、委員長は自治会役員会の承認を得て後任委員を委嘱する。
2. 前項補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第14条 会議は、委員長が召集し、議長となる。

第15条 会議は、事業計画、予算決算に関する事その他委員会の目的達成に必要なと認めることを過半数の賛成をもって決議する。

第6章 会則の変更

第16条 この会則は、港南つつじヶ丘自治会総会の議決によらなければ変更することができない。

以上

制定 平成27年4月18日

改訂 平成30年4月21日